

令和元年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
1	株式会社フソウ	東京都中央区	H31.4.16	R2.5.15	13か月	福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事に係る入札において、株式会社九電工が落札できるように入札価格を調整したとして、平成31年4月3日に株式会社フソウの従業員が談合容疑で逮捕された。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-3)
2	ニチレキ株式会社	東京都千代田区	R1.7.2	R2.2.1	7か月	公正取引委員会は、舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年6月20日に違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
3	東亜道路工業株式会社	東京都港区	R1.7.2	R2.5.15	10.5か月	公正取引委員会は、舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年6月20日に違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
4	月島テクノメンテサービス株式会社	東京都江東区	R1.7.20	R2.1.19	6か月	公正取引委員会は、東京都が発注する東村山浄水場始め7浄水場の排水処理施設運転管理業務の見積り合わせ参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月11日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
5	石垣メンテナンス株式会社	東京都千代田区	R1.7.20	R2.1.19	6か月	公正取引委員会は、東京都が発注する東村山浄水場始め7浄水場の排水処理施設運転管理業務の見積り合わせ参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月11日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
6	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市北区	R1.7.20	R2.1.19	6か月	公正取引委員会は、東京都が発注する東村山浄水場始め7浄水場の排水処理施設運転管理業務の見積り合わせ参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月11日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
7	東亜道路工業株式会社	東京都港区	R1.8.6	R2.8.5	12か月	公正取引委員会は、アスファルト合材の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
8	株式会社ガイアート	東京都新宿区	R1.8.6	R2.12.5	16か月	公正取引委員会は、アスファルト合材の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
9	朝日河過材株式会社	岐阜県土岐市	R1.11.28	R2.12.27	13か月	公正取引委員会は、特定活性炭等の販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年11月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
10	株式会社ブロードリンク	東京都中央区	R2.1.29	R2.2.28	1か月	ハードディスクなどのデータ消去を請け負う株式会社ブロードリンクについて、その使用人がデータ消去室に保管されたハードディスク12個を盗難したとして令和元年12月6日に窃盗の容疑で逮捕された。 このため、当該業者について指名停止を行う。	—	要領第4条第1項(別表第3-5)